

身体的拘束適正化のための指針

1. 身体的拘束ゼロに向けた指針

患者さんやご利用者中心の医療・介護のために多職種で話し合い、ケアや関わり方に関する共通の認識づくりを行います。

個人の生活リズムを大切にし、身体的にも精神的にも拘束を必要としない状態になるよう支援します。

職員一丸となり適切なリハビリテーションを提供し、個人にあった安心・安全な環境を提供します。

職員研修を定期的実施し、人権尊重の意識の強化とケアに関する知識の向上を図ります。

2. 最小限の身体的拘束を行う場合の指針

やむを得ず身体的拘束が必要な場合は、3原則（切迫性、非代替性、一時性）に照らし合わせ、多職種の合議により行います。

身体的拘束の代替方法がないか定期的に評価し、必要がなくなれば速やかに解除します。

身体的拘束の状況を調査・評価し、病院全体でカイゼン活動を継続します。